

事務連絡  
令和3年12月6日

関係各位

愛媛県県民環境部  
環境局環境政策課

石綿事前調査結果報告システムに関するチラシ等について

日頃より、本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年6月5日に公布された改正大気汚染防止法（令和3年4月1日施行）において、令和4年4月1日から建築物の解体等を行う際、元請事業者による石綿事前調査結果の報告が義務化されます（建築物石綿含有建材調査者による事前調査の実施は令和5年10月1日から義務化）。

石綿事前調査結果の報告については、新規のWebシステムを用いて届出を行うことになっており、この度、環境省から当該システムに係るユーザーテスト（元請事業者向け）の案内がありましたのでお知らせします。

この度の大気汚染防止法の改正では、一般家屋のリフォーム等の小規模工事であっても事前調査結果の報告が義務付けられますので、貴団体会員に御周知いただくとともに、引き続きアスベストの飛散・ばく露防止対策に御協力願います。

なお、添付資料につきましては、以下の環境省ホームページに掲載されていますので、御参照ください。

環境省ホームページ（[http://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_87.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html)）

担当  
愛媛県県民環境部環境局  
環境政策課 大気・環境評価係 西田  
Tel. 089-912-2347  
Fax 089-912-2344